

避難退域時検査実施手順 (訓練暫定版)

目次

1	目的	3
2	各検査チーム等	3
3	検査の流れ・各活動手順	4
(1)	要員参集時	5
(2)	検査開始時	6
(3)	検査終了後	6
4	GMサーベイメータ等の取扱い	6

(添付資料)

・	避難退域時検査における活動手順	
①	車両指定箇所検査エリア	7
②	車両確認検査エリア	7
③	車両簡易除染エリア	8
④	住民指定箇所検査エリア	9
⑤	住民確認検査エリア	10
⑥	通過済証交付エリア	11
⑦	運営本部・乗車待機エリア	11
・	様式	
	通過済証	12
	車両検査票	13
	住民検査票	15
	空間線量率測定表	16
	個人線量管理票	17
	避難車輌認識票	18
・	別紙1（養生及び養生解除方法）	19
・	別紙2（放射線測定器の取扱い）	20
・	別紙3（可搬型ゲートモニタ取扱いについて（取扱説明書から抜粋））	24

1 目的

本実施手順は、避難退域時検査及び簡易除染訓練において参集要員が各役割を実行するための基本的な手順を示すものであり、実施にあたっては、各検査場所の特性に合わせて具体部分を変更する等、統括責任者を中心として柔軟な対応が必要である。

2 各検査チーム等

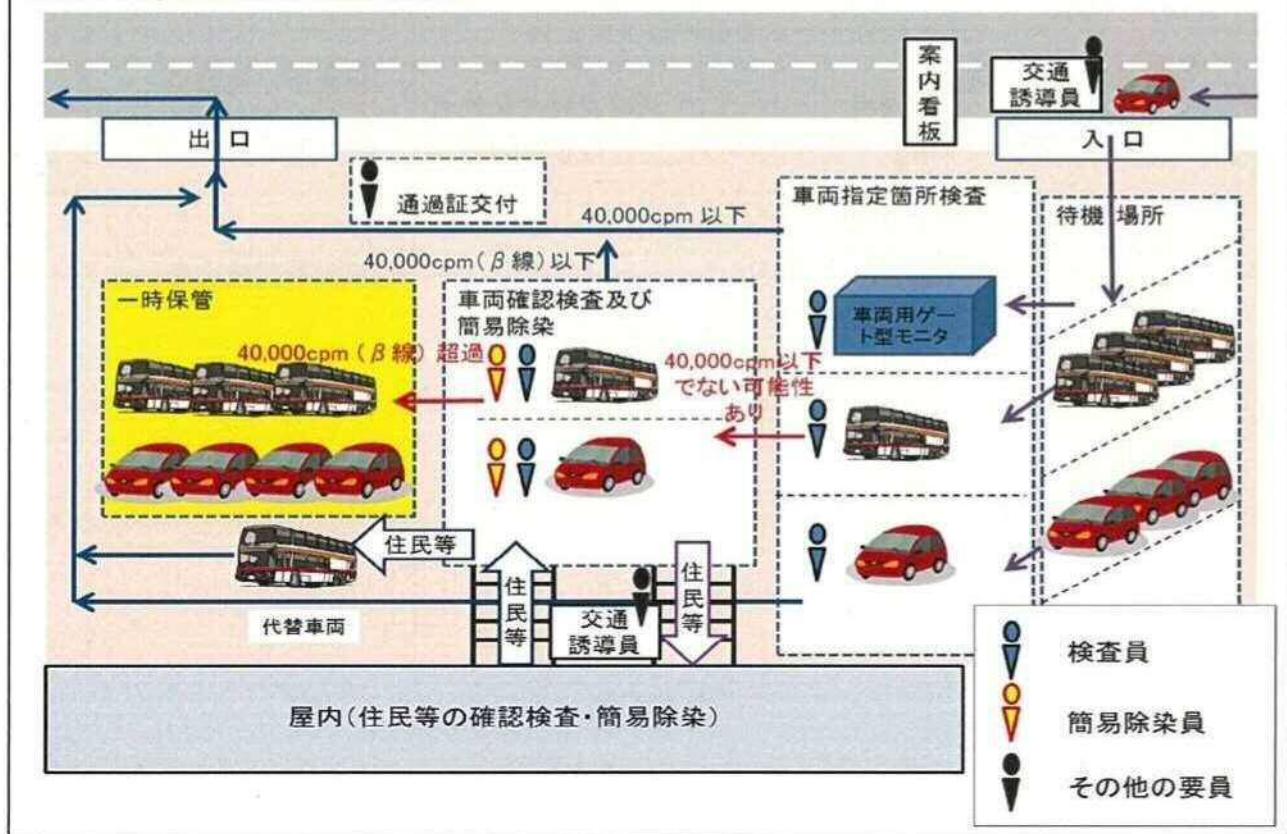
チーム分担	内 容	要員名称
統括責任者	(責任者) 1名 検査場所における業務の全体総括	○責任者
統括チーム 通信・連絡チーム	(住民受付チーム担当) (1名) ・住民受付チームの統括 (検査チーム担当) (1名) ・空間線量率測定 ・要員の個人線量管理 ・検査チームの統括 (その他(上記以外) 担当) (2名) ・各チームの統括 ・県災害対策本部との連絡調整	○住民チーム統括 ○検査チーム統括 ○その他統括
検査チーム長	・検査状況等を統括チームに報告 ・検査チーム要員の取りまとめ	○検査チーム長
車両	車両指定箇所検査チーム 車両用ゲートモニタ又は表面汚染検査用サーベイメータによる指定箇所検査 (2~3名/1レーン)	○車両指定検査員
	車両確認検査及び簡易除染チーム 表面汚染検査用サーベイメータによる車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認 (3名/1レーン)	○車両確認検査員
住民 (乗員)	住民指定箇所検査チーム 表面汚染検査用サーベイメータによる住民の指定箇所検査 (3名/1レーン)	○住民指定検査員

住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チーム	表面汚染検査用サーベイメータによる住民の確認検査及び携行物品の検査、簡易除染後の効果の確認(3名/1レン)	○住民確認検査員
住民受付チーム	受付、結果等交付(2名)	○受付要員
交通誘導チーム	誘導(3名)	○誘導員
車両保管チーム	除染しきれなかった車両の保管(3名)	○保管要員
助言	各チームに関する専門的助言	○助言者

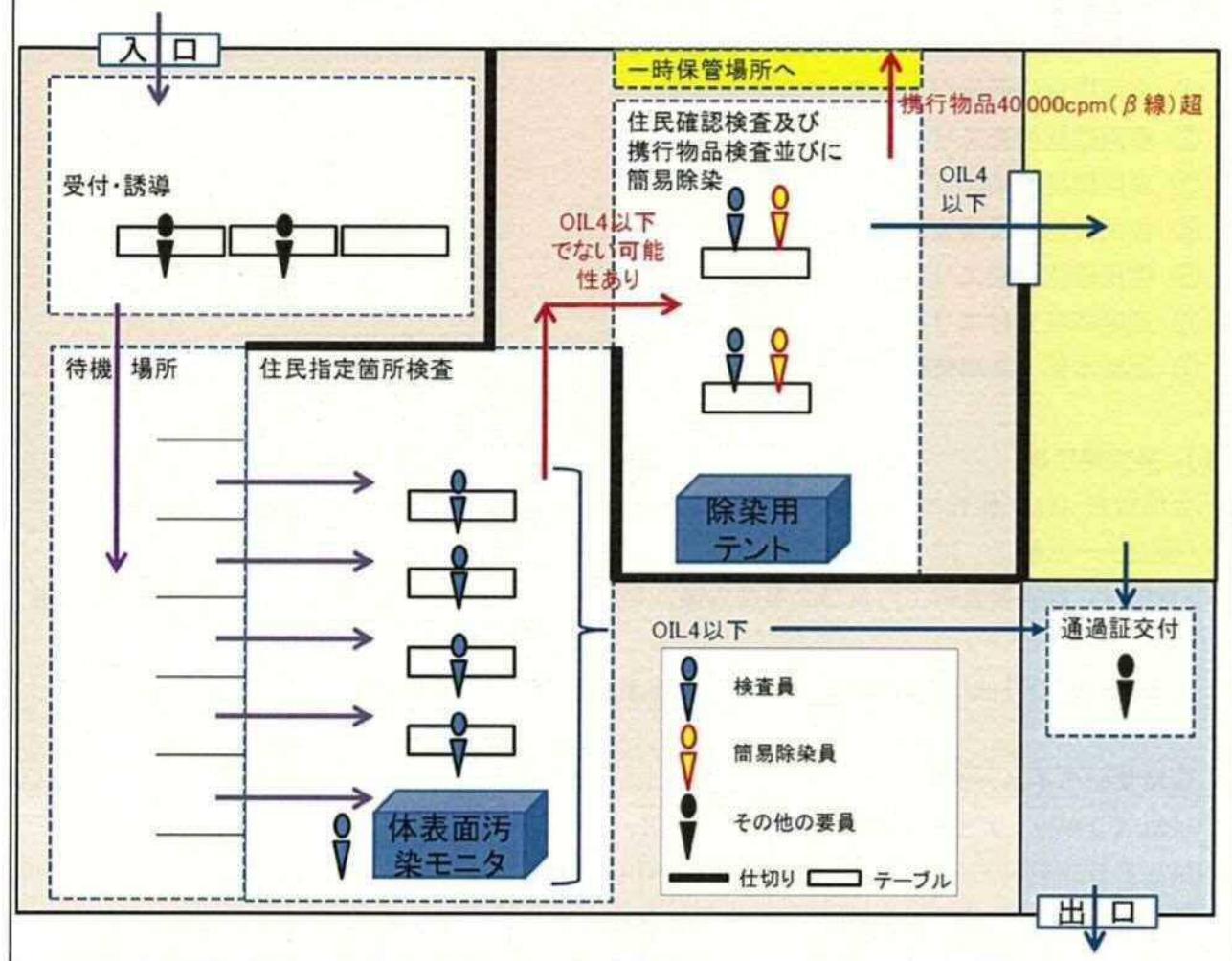
3 検査の流れ

※原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(原子力規制庁)より抜粋

屋外の配置計画図、動線図の例



屋内の配置計画図、動線図の例(住民等の検査が必要となった場合)



(1) 要員参集時

- 「責任者」は、要員到着の旨、県災害対策本部に衛星携帯電話を用いて報告する。
(以降、検査場所設営完了時、検査開始時、検査終了時、会場撤去時に報告)
 - 「検査チーム統括」は、空間線量率を測定し、空間線量率測定表に記録する。
(要員参集時から30分毎その他必要に応じて隨時測定し、測定表は壁等見えやすい場所に貼つておく)
 - 「検査チーム統括」は、要員の個人線量の管理を行う。(各検査要員等は、要員の氏名、個人線量計の種類、型式、開始時表示値、終了時表示値を所定の様式に記載し、検査チーム統括が保管する)
 - 各要員は、会場設営（住民検査エリア、測定器等の養生、ゲートモニタの設置等）及び防護衣等を着用する。
- ※養生の方法に関しては、別紙1（養生及び養生解除方法）を参照
- ※ゲートモニタの設置に関しては、別紙3（可搬型ゲートモニタ取扱いについて（取扱説明書から抜粋））を参照

(2) 検査開始時

以下の各エリアについて、別紙「避難退域時検査における活動手順」のとおり対応する。

- ① 車両指定箇所検査エリア
- ② 車両確認検査エリア
- ③ 車両簡易除染エリア
- ④ 住民指定箇所検査エリア
- ⑤ 住民確認検査エリア
- ⑥ 通過済証交付エリア
- ⑦ 運営本部・乗車待機エリア

(3) 検査終了後

- ・会場撤去（住民検査エリアの養生解除、ゲートモニタの解体等）及び防護衣等を着脱する。
- ・「検査チーム統括」は、作業終了時の要員の個人線量値を記録する。
- ・「責任者」は、検査終了時及び会場撤去後、その旨を県災害対策本部に衛星電話を用いて報告する。

※養生解除の方法に関しては、別紙1（養生及び養生解除方法）を参照

4 GMサーベイメータ等の取扱い

- GM（ラギット）サーベイメータ：時定数3
- NaIシンチレーションサーベイメータ：時定数10

※操作に関しては、別紙2（放射線測定器の取扱い）参照。

避難退域時検査における活動手順

①車両指定箇所検査エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
①-1	誘導員	車両の誘導	車両指定箇所検査エリアへ車両を誘導する。 導入車両の整理を行つ。	(乗用車を停車させて運転手側の窓を開けてもらひ) ・お疲れ様です。この会場では、避難される方々や車両等について、汚染がないかを確認し、必要に応じて除染を行っています。 ・終わりましたら「通過済証」をお渡します。 ・避難先における受入れが円滑かつ確実に行われるようにするためのものでありますので、皆様、御協力をお願いします。	
①-2	車両指定検査員	検査手順の説明 検査場所の動線図等を活用する。	運転手順を説明する。 検査場所の動線図等を活用する。	(ゲートモニタの場合) 車両を検査しますので、ゲートモニタの方へお進みください。 (サーベイメータの場合) 車両を検査しますので、そのままお待ちください。	
①-3	車両指定検査員	汚染測定	(ゲートモニタの場合) ゲートモニタで車両の側面を測定し、ゲートモニタを車両通過後、ワイヤーをGMサーベイメータで測定する。 (GMサーベイメータの場合) GMサーベイメータで、車両のタイヤ、ワイヤー部を測定する。		
①-4	車両指定検査員	測定結果の記録	測定結果を車両検査票に記載する。	基準値 6,000cpm	
①-5	検査チーム長	基準値を超えた旨を連絡	(運転手側の窓を開けてもらう) 除染の必要はありませんでしたので、誘導の指示に従い、移動し、出口で職員に「車両検査票」を渡してください。 (運転手側の窓を開けてもらう) 車両の汚染が疑われますので、車両の確認検査を行うエリアに移動していただきます。誘導の指示に従い移動し、次のエリアで「車両検査票」を渡してください。 「責任者」及び「車両確認検査員」に②車両確認検査工アヘ移動した旨、無線機にて伝える。		

②車両確認検査エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
②-1	車両確認検査員	車両の移動	車両確認検査エリアへ車両を移動する。		
②-2	車両確認検査員	検査手順の説明	運転手に検査手順を説明する。 検査場所の動線図等を活用する。	(乗用車を停車させて運転手側の窓を開けてもらい、「車両検査票」を受け取る) ・さきほどどの検査で車両の汚染が疑わわれたので、確認検査を行います。 ・除染が必要な汚染が確認された場合には車両の簡易除染を行います。また、車両をおりていただき、乗員に汚染がないか検査します。	
②-3	車両確認検査員	汚染測定	GMサーベイメータを用いて、車両のタイヤ、ワイパー、その他手の届く範囲で全面を測定する。		
②-4	車両確認検査員	測定結果の記録	測定結果を車両検査票に記載する。(予め測定者氏名やサーベイメータ型式等は記載しておく。)	基準値 40,000cpm	
②-5	検査チーム長	基準値を超えた場合	(基準値以下) 車両検査票を運転手に渡し、②通過済証交付エリアへ移動するよう伝える。 (基準値を超えた場合) 車両検査票を運転手に渡し、③車両簡易除染エリアへ移動するよう伝える。 「検査チーム長」に基準値を超えた旨を報告する。	除染が必要な汚染はありませんでしたので、誘導の指示に従い移動し、出口で職員に「車両検査票」を渡してください。 車両の汚染が確認されましたので、車両の除染を行います。誘導の指示に従い移動し、次のエリアで「車両検査票」を渡してください。	②通過済証交付エリ アへ ③車両簡易除染エリ アへ
②-6	検査チーム長	基準値を超えた旨を連絡	「責任者」及び「車両除染統括」に③車両簡易除染エリ アへ移動した旨、無線機にて伝える。		

③車両簡易除染エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
(3)-1 車両除染統括	車両の移動 代表者の降車 自衛隊に報告	車両簡易除染エリアへ車両を移動し、車両検査票を自衛隊に渡す。 代表者に④住民指定箇所検査エリアへ移動してもらう。	車両簡易除染エリアへ車両を移動し、車両検査票を出しますので、車両検査票をこれから、車両の除染を行いますので、車両検査票を出してください。 また、乗員に汚染がないかを検査しますので、お一人だけ代表で降りていただき、誘導の指示に従い、住民検査場所への移動をお願いします。手荷物も持つて降りてください。お体に汚染がないか確認させていただきます。	④住民指定箇所検査エリアへ	
(3)-2 自衛隊等	除染・確認検査・報告	流水等を用いて最大2回まで除染し、測定結果を記載する。 測定結果を「車両除染統括」に報告する。		基準値 40,000cpm	
(3)-3 車両除染統括	車両の移動 代表者の降車	車両検査票を運転手に渡し、車両待機場所にて、代表者の結果を待つよう伝える。	車両検査票を運転手に渡し、車両待機場所にて、代 表者の結果を待つよう伝える。	基準値 40,000cpm	
(3)-4 車両除染統括	車両除染結果 の報告及び代表者の測定結果の確認	車両除染結果 の報告及び代表者の測定結果の確認	「責任者」及び「車両保管統括」に車両除染結果を無線機にて伝える。 また、「責任者」に代表者の結果を確認する。		
(3)-5 車両保管統括	車両(基準値以下) 代表者(基準値以下)	車両(基準値以下) 代表者(基準値以下)	代表者が戻ってきたことを確認後、②通過済証交付エリアへ移動するよう伝える。	②通過済証交付エリアへ	④住民指定箇所検査エリアへ
	車両(基準値以下) 代表者(基準値超)	車両(基準値以下) 代表者(基準値超)	同乗者を降車させ、住民指定箇所検査エリアへ移動するよう伝える。	車両の除染は終了しましたが、乗員に汚染がないかを検査しますので、誘導の指示に従い、住民検査場所への移動をお願いします。手荷物も持つて降りてください。お体に汚染がないか確認させていただきます。	

③車両簡易除染エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
	車両(基準値超) 代表者(基準値以下)	代表者が戻ってきたことを確認後、車両保管エリアへ移動するよう伝える。	車両を除染しましたが、基準値よりも高い汚染があるため、車両保管場所にて車両を保管します。誘導の指示に従い移動してください。また、保管場所へ移動後、乗員は、運営本部内の待機場所に待機してください。	車両を除染しましたが、基準値よりも高い汚染があるため、車両保管場所にて車両を保管します。誘導の指示に従い移動してください。	車両保管エリアへ
	車両(基準値超) 代表者(基準値超)	代表者は運営本部内の待機場所に待機するよう無線機にて「責任者」へ報告し、車両は車両保管エリアへ移動するよう伝える。	車両を除染しましたが、基準値よりも高い汚染があるため、車両保管場所にて車両を保管します。誘導の指示に従い移動してください。また、保管場所へ移動後、乗員に汚染がないかを検査しますので、誘導の指示に従い、住民検査場所への移動をお願いします。手荷物も持つて降りてください。お体に汚染がないか確認させていただきます。	車両を除染しましたが、基準値よりも高い汚染があるため、車両保管場所にて車両を保管します。誘導の指示に従い移動してください。	車両保管エリアへ (4)住民指定箇所検査エリアへ
③-6 車両保管統括	③-5対応報告	「責任者」に③-5対応結果を、無線機にて伝える。			

④住民指定箇所検査エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
④-1 誘導員	代表者の誘導	代表者を住民指定箇所エリアへ誘導し、「住民指定検査員」に「代表者」である旨を伝える。			
④-2 住民指定検査員	検査手順の説明	代表者に検査手順を説明する。 検査場所の動線図等を活用する。		身体の表面に汚染がないか確認します。まず、汚染しやすい頭部(顔面)、手、靴底を検査して、問題がなければ出口へ移動してもらいます。 検査で汚染が認められた場合は、全身を検査して汚染箇所を特定し、拭き取り等により除染を行います。 併せて、その方の携行品についても検査を行い、汚染があれば除染を行います。	
④-3 住民指定検査員	汚染測定	GMサーベイメータを用いて、指定箇所(頭、顔、手、靴底)を測定する。			
④-4 住民指定検査員	測定結果の記録	測定結果を「住民検査票」に記載する。(予め測定者氏名やサーベイメータ型式等は記載しておく。)		基準値 6,000cpm	
④-5 住民指定検査員 <small>責任者or検査チーム幹悟</small>	(代表者が基準値以下の場合) (代表者が基準値以下の場合)	「住民検査票」を代表者に渡し、運営本部内待機場所へ移動するよう伝える。 代表者が基準値以下の旨を「車両保管統括」に無線機にて報告する。		除染が必要な汚染はありませんでしたので、誘導の指示に従い移動してください。	運営本部内待機場所へ

④住民指定箇所検査エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
住民指定検査員 (代表者が基準値を超えた場合)	(代表者が基準値を超えた場合)	代表者に⑤住民確認検査エリアへ移動するよう伝える。	汚染が疑われますので、誘導の指示に従い移動し、⑤住民確認検査エリアで「住民検査票」を渡してください。	⑤住民確認検査エリアへ	

*代表者以外の乗員の対応も上記同様とする。

⑤住民確認検査エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
⑤-1 住民確認検査員	代表者の誘導	「代表者」であることを確認する。			
⑤-2 住民確認検査員	検査手順の説明	代表者に検査手順を説明する。 検査場所の動線図等を活用する。		さきほどどの検査で指定箇所の汚染が疑われたので、全身の確認検査を行います。除染が必要な汚染が確認された場合には拭き取り等による簡易除染を行つてもらいます。	
⑤-3 住民確認検査員	汚染測定	GMサーベイメータを用いて、全身を測定する。			
⑤-4 住民確認検査員	測定結果の記録	測定結果を住民検査票に記載する。(予め測定者氏名やサーベイメータ型式等は記載しておく。)		基準値 40,000cpm	
⑤-5 住民確認検査員	(基準値以下の場合)	「住民検査票」を代表者に渡し、運営本部内待機場所へ移動するよう伝える。		除染が必要な汚染はありませんでしたので、誘導の指示に従い移動してください。	運営本部内待機場所へ
責任者or 検査チーム統括	(代表者が基準値以下の場合)	代表者が基準値以下の旨を「車両保管統括」に無線機にて報告する。			
⑤-6 住民確認検査員	(代表者が基準値を超えた場合)	汚染があつた旨を説明し、除染手順を説明する。 最大2回まで。 また、基準値超の旨を「責任者」に報告する。			

⑤住民確認検査エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
責任者or 検査チーム統括	(代表者が基準値を超えた場合)	代表者が基準値超の旨を「車両保管統括」に無線機にて連絡し、同乗者を④住民指定箇所検査エリアへ移動するよう指示する。			
⑤-7 住民確認検査員	代表者の簡易除染	携行物品を検査する旨、住民に説明し、携行物品を検査する。 携行物品が基準値以上の場合は、簡易除染を行う。	汚染が確認されたので、こちらの指示に従って、ご自身で汚染箇所の除染を行ってもらいます。 汚染が広がったり、吸い込んでしまわないよう、マスクと手袋をしてもらいます。 (汚染箇所を指示して) ・ウエットティッシュで1回だけ優しく拭き取ってください。 ・何回もこすると汚染が広がりますので、1回だけ拭き取つてください。 ・拭き取ったウエットティッシュは、こちらの袋に入れてください。		
⑤-8 住民確認検査員	簡易除染後 (基準値以下)	「住民検査票」を代表者に渡し、運営本部内待機場所へ移動するよう伝える。	除染が完了しましたので、誘導の指示に従い移動してください。	運営本部内待機場所へ	
	簡易除染後 (基準値超)		運営本部内「助言者」に助言を求める。 ※助言者がいない場合には、県災害対策本部に確認する。		
助言者等	基準値超の対応		「住民確認検査員」へ対応を指示する。		

※代表者以外の乗員の対応も上記同様とする。

⑥通過済証交付エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
⑥-1 住民受付要員	車両検査票へ 必要事項記入	運転手に「車両検査票」に次の項目を記載してもらう。 「車両」欄:ナンバー、運転者氏名、乗車人数	(運転手側の窓を開けてもらう ※バスの場合は乗り込む) 検査は終了しましたので、これから乗員分の「通過済証」を 交付します。 運転手の方(または代表者)は、「車両検査票」に車両ナン バー、運転者氏名、乗車人数を記載してください。		
⑥-2 住民受付要員	検査済証の交 換付	運転手から「車両検査票」を受け取り、乗車人数分の 通過済証を渡す。	乗車人数分の「通過済証」を交付します。「通過済証」は避難 所に入る際に必要となりますので、紛失しないよう気をつけ てください。		
⑥-3 住民受付要員	避難車両認識 票への記入	また、運転手から「避難車両認識票」を提出してもら い、「避難退域時検査」欄に「済」と記載して返却する。	「避難車両認識票」をお持ちの場合は、「検査済」と記載しま すので、こちらにお渡しください。	検査終了	

(7)運営本部、乗車待機エリア

項目	要員	対応	対応内容	説明内容等	備考
(7)-1 責任者	県災害対策本部との通信 (衛星携帯電話)		<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集時、設営を始める旨を報告。 ・設営完了時、その旨及び空間線量率を報告。 ・検査開始時、その旨及び空間線量率を報告。 ・検査終了時、通過済証配布数及び空間線量率を報告。 ・会場撤去後、撤収の旨を報告。 		
(7)-2 住民チーム統括	要員の個人線量管理		<ul style="list-style-type: none"> ・要員の個人線量計の種類、型式、開始時表示値、終了時表示値を記録。 		
(7)-3 住民チーム統括	空間線量率の測定		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内、屋外の測定点を決め、開始時及び30分ごとに空間線量率を測定する。 		
(7)-4 責任者	各検査エリアの結果報告		<ul style="list-style-type: none"> 無線機にて情報共有 		
(7)-5 住民受付統括	通過済証交付枚数の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・受付エリアでの通過済証配布枚数を定期的に確認し、責任者へ報告する。 		
(7)-6 住民受付統括	運営本部内待機場所の管理		<ul style="list-style-type: none"> ・待機場所にいる住民の今後の対応を運営本部内で確認・共有する。 		
(7)-7 助言者	各検査エリアからの相談対応		<ul style="list-style-type: none"> ・運営本部内での助言(空間線量率の測定点及び測定値、個人線量の管理等) ・各検査エリアでの助言(測定値の評価、簡易除染方法等) ・その他必要に応じて助言。 		

※訓練

通商經濟証

No.

通過年月日：

検査場所：

発行者：青森県災害対策本部

車両検査票（訓練用暫定版）

車両	ナンバー	運転者 氏名	乗車人数	人			
汚染 検査	検査日時		検査場所				
	①検査者 (指定)	1 2 3	②検査者 (確認)	1 2 3			
	①サーベイ メータ形式	1 (省略可) 2 3	②サーベイ メータ形式	1 2 3			
	①管理番号	1 (省略可) 2 3	②管理番号	1 2 3			
	 左面		汚染検査 (c p m)				
	 右面		部位	①指定箇所	②確認	③簡易除染 1回目	③簡易除染 2回目
			B.G				
			タイヤ (左前)	(例) 要確認	(例) 50,000 c p m、要除染	(例) 40,000 c p m、再除染	(例) 40,000 c p m、再除染
			タイヤ (左後)				
		タイヤ (右前)					
		タイヤ (右後)					
		ワイパー (前)					
		その他 全面					

車両検査票（訓練用暫定版）

＜記載手順＞

1. 車両指定箇所検査エリアにて「車両指定検査員」は、「汚染検査」項目の「①」の項目について、基準値超の場合は「要確認」、基準値以下の場合は、「除染不要」と記載する。

→2 or 3

※基準値の判断は、ゲートモニタの場合は警報ランプ作動の有無、サーベイメータの場合は6,000 cpmを基準とする。

6. 000 cpmを基準とする。
※ゲートモニタの測定の場合、タイヤの前後の判別はできないため、結果は、左又は右タイヤ前後の両方に記載する。)

2. 「①指定箇所」が基準値以下「除染不要」の場合、運転手に検査票を渡し、通過済証交付エリアへ移動するよう伝える。→4

3. 「①指定箇所」が基準値超「要確認」の場合、運転手に検査票を渡し、車両確認検査エリアへ移動するよう伝える。→5

4. 通過済証交付エリアにて「受付要員」は、運転手に検査票の「車両」項目を記載してもよい、検査票と引き換えに乗車人数分の「通過済証」を渡す。→終了

5. 車両確認検査エリアにて、「車両確認検査員」は、「汚染検査」項目の②について、測定値に加え、基準値超の場合は「要除染」、基準値以下の場合は、「除染不要」と記載する。

→6 or 7

※基準値の判断は、OIL 4 (40, 000 cpm) を基準とする。

6. 「②確認」が基準値以下「除染不要の場合」、「2」と同様に通過済証交付エリアへ移動するよう伝える。→4

7. 「②確認」に基準値超「要除染」の場合、車両簡易除染エリアへ移動するよう伝える。

→8

※住民に関しては、代表者に降りてもらい、住民指定箇所検査エリアへ誘導する。

8. 車両簡易除染エリアにて、検査員は、車両を最大2回まで簡易除染し、「汚染検査項目」の③について、測定値に加え、基準値超の場合は「要保管」、基準値以下の場合は、「保管不要」と記載する。→9 or 10

9. 「③簡易除染」が基準値以下「保管不要」の場合、運転手に検査票を渡し、「2」と同様に通過済証交付エリアへ移動するよう伝える。→4

10. 「③簡易除染」が基準値超「要保管」の場合、運転手に検査票を渡し、「保管要員」が車両保管場所へ誘導する。→終了

※代表者（住民）の測定結果次第で、同乗者の検査の可否が判定されるので、車両除染エリアでの除染終了までに「保管要員」は、代表者の検査結果を運営本部に確認する。

住民検査票（訓練用暫定版）

受付	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
	現住所	(電話)					
汚染検査	検査日時			検査場所			
	①検査者 (指定)	1 2 3	②検査者 (確認)	1 2 3			
	①サーベイメータ形式	1 2 3	②サーベイメータ形式	1 2 3			
	①管理番号	1 2 3	②管理番号	1 2 3			
			汚染検査 (cpm)				
			部位	①指定箇所	②確認	②簡易除染 1回目	②簡易除染 2回目
			B.G				
			頭部				
			顔面				
			手指及び 掌	左： 右：	左： 右：	左： 右：	左： 右：
靴底			左： 右：	左： 右：	左： 右：	左： 右：	
その他 全面							
携行物品							

<記載手順>

1. 住民指定箇所検査エリアにて「住民指定検査員」は、「汚染検査」項目の「②」以外の項目について、記載する。 → 2 or 3
2. 「①指定箇所」が6,000 cpm以下の場合、検査票に結果の上、対象者に検査票を渡し、運営本部内待機場所へ移動するよう伝える。→ 4
3. 「①指定箇所」が6,000 cpmを超えた場合、検査票に結果の上、対象者に検査票を渡し、住民確認検査エリアへ移動するよう伝える。→ 5
4. 運営本部内待機場所にて「住民受付統括」は、「車両除染エリア」及び「車両保管エリア」の状況等を確認後、通過済証交付エリアへ移動するよう指示する→終了
5. 住民確認検査エリアにて、「住民確認検査員」は、「汚染検査」項目の②について記載する。→ 6 or 7
6. 「②確認」にて40,000 cpm以下の場合、対象者に検査票を渡し、運営本部内待機場所へ移動するよう伝える。→ 4
7. 「②確認」にて40,000 cpmを超えた場合、汚染箇所を最大2回まで簡易除染し（携行物品も検査）、40,000 cpm以下となった後、対象者に検査票を渡し、運営本部内待機場所へ行くよう伝える。→ 4

空間線量率測定表

年 月 日 ()

会場名 :

	1	2	3	4	5	6	7	8
時刻								
空間線量 (屋内)	$\mu \text{Sv/h}$							
空間線量 (屋外)	$\mu \text{Sv/h}$							

※測定地点は同一地点を測定すること

個人線量管理票

旦時

検査場所

管理者

No	所属	氏名	線量計型式	管理番号	開始時刻	開始時線量(μsv/h)	終了時刻	終了時線量(μsv/h)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

●養生及び養生解除方法

【養生設置】

- (1) 室内の物品を可能な限り室外へ搬出する。
- (2) 養生するエリアを設定する。
- (3) 床にエステクトシートを敷きつめる。シートとシートの境目はは5~10cm程度重なるようにして敷き、テープで留める。壁面は床から30cm程度ポリシートを立ち上げてテープで留める。なお、壁養生用の資器材が別途準備されている場合は、この立ち上げ部分の高さにこだわるものではない。
- (4) 避難所等内の医療処置を行う区画は、処置の際に発生する除染水や体液等が床に滴下しても吸収されるようにろ紙シートを敷いておく。
- (5) 照明、通信機器、計測器など静電気を発生しやすいものや汚染しやすい資機材は薄いビニールシートで養生する（ビニール袋で覆うのも可）。
- (6) 壁の養生に際しコンセント部分はその部分を切り抜きテープで囲っておくか、コンセント部分に縦の切れ目を入れて、その隙間よりコンセントの脱着が出来るようにする。

【養生解除】

- (1) 養生解除実施に当たり、作業に従事する者は放射性物質の吸い込みや頭髪・眼球への付着等を防止するためにマスク及びゴーグル・ヘアキャップ等を着用して行う。
- (2) 最初に入り口付近や隙間など内側に入らなくても剥がせる部分から少しづつ破がしていく。
- (3) 養生用テープを使用している場合は壁から剥がしてポリシートの上へ落とす。
- (4) 広範囲に養生している場合はカッターナイフ等を使用し、廃棄用のビニール袋に入るよう適当な大きさに切断する。（救急車の養生を例にすると6m四方程度）
床のビニールシートやろ紙を切断する際には切断の作業に従事する者はビニールシートやろ紙を踏むことなく
- (5) ろ紙、ビニールシートとも汚染を内側に入れ込むようにたたむ。
- (6) ろ紙、ビニールシート、エプコシート、テープなど破棄するものはビニール袋に入れ、ビニール袋の口を閉めて密閉する。
- (7) 廃棄物は一ヵ所にまとめ保管・管理する。コンクリート造の密閉された空間があればその場所を優先的に使用する。
- (8) 養生を除去した後は床面、壁などをサーベイして汚染のないことを確認する。汚染が発見された場合は拭き取りを行う。除去できない場合はマーキング等で汚染箇所が分かるようにし、二次汚染の防止に努める。

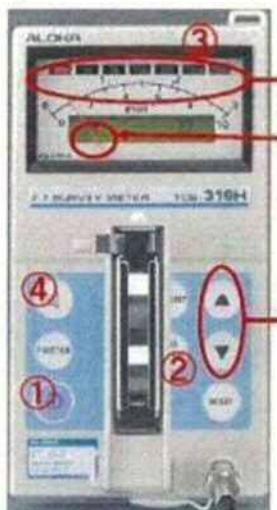
放射線測定器の操作方法

1. 主な放射線測定器

機器名	測定線種	備考
GM計数管式サーベイメータ	β 線	表面汚染検査用
ベータ線用シンチレーションサーベイメータ	β 線	表面汚染検査用
NaIシンチレーションサーベイメータ	γ 線	空間線量率測定用
個人被ばく線量計	γ (X) 線	個人防護用

2. 操作方法

(1) GM計数管式サーベイメータ、(例: TGS-146B)、ベータ線用シンチレーションサーベイメータ(例: TCS-319H)



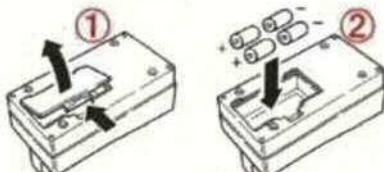
- ①のスイッチを長押し(約3秒)して下さい。
* 時刻表示、バッテリーチェック、HVチェックが行われ
測定状態となります。
- 測定対象に検出器を近づけ、時定数の3倍の秒数が
経過後 指示値を読み取ります。
* 時定数が短いほど変化に敏感に対応できますが、
変動が大きくなります。
時定数は②の「TIME CONST」スイッチを押すことで
3→10→30秒と変更できます。

* ③のランプの点灯はアナログメータのフルスケールを表示
しています。▲、▼スイッチにて変更できます。
通常測定レンジは大きい方から測定レベルへ下げていきます。
- ④のスイッチを押すことで計数音のON・OFFが行えます。

* 検出部は、外して使用することも可能ですが、測定対象に近づけ、接触しないように動かしつつ
測定します。
* 測定は3回程度行いその平均値を取ることが望ましいです。
* 放射線の存在していないところでの測定値(バックグラウンド)を、測定ポイントの測定値
から差し引いた値を確認して下さい。

3. 電源を切るときは、①のスイッチを長押し(約3秒)して下さい。

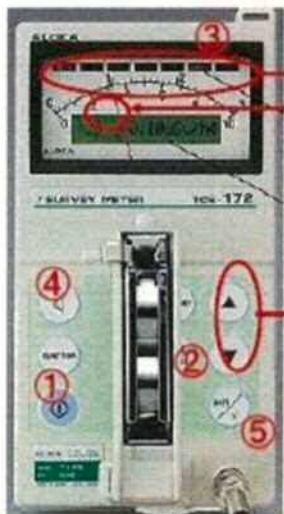
【電池の交換】



- ①図のように電池蓋を開けます。
- ②図のように新しい電池を極性に注意して
入れてください。
- 電池蓋を閉めて下さい。

* 長期間使用しない場合は、電池は外して保管して下さい。
* 外した電池はテープなどで絶縁して下さい。発火の恐れがあります。

(2) NaIシンチレーションサーベイメータ (例: TCS-172B)

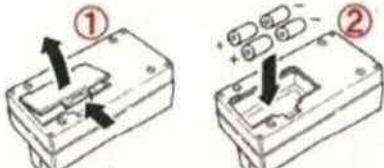


1. ①のスイッチを長押し(約3秒)して下さい。
* 時刻表示、バッテリーチェック、HVチェックが行われ
測定状態となります。
2. 測定対象に検出器を向け、時定数の3倍の秒数が
経過後、指示値を読み取ります。
* 時定数が短いほど変化に敏感に対応できますが、
変動が大きくなります。
時定数は②の「TIME CONST」スイッチを押すことで
3→10→30秒と変更できます。
切り替えは測定途中でも可能です
- * ③のランプの点灯はアナログメータのフルスケールを表示
しています。▲、▼スイッチにて随時変更できます。
通常測定レンジは大きい方から測定レベルへ下げていきます。
- * ④のスイッチを押すことで計数音のON・OFFが行えます。
- * ⑤のスイッチを押すことでSv/hとs⁻¹の切替が行えます。
通常はSv/hでお使いください。

* 測定は3回程度行いその平均値を取ることが望ましいです。
* 放射線の存在していないところでの測定値(バックグラウンド B)を、測定ポイントの測定値
(A)から差し引いた値を確認して下さい。 真の測定値 = A - B

3. 電源を切るときは、①のスイッチを長押し(約3秒)して下さい。

【電池の交換】

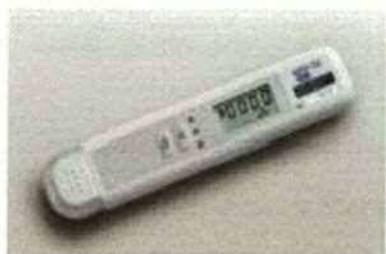


1. ①図のように電池蓋を開けます。
2. ②図のように新しい電池を極性に注意して
入れてください。
3. 電池蓋を閉めて下さい。

* 長期間使用しない場合は、電池は外して保管して下さい。
* 外した電池はテープなどで絶縁して下さい。発火の恐れがあります。

(3) 個人被ばく線量計（例：PDM-222C-SZ）

1) 操作方法



- 測定の開始前に①のスイッチを長押し(約3秒)して下さい。
ccccと表示し次にバージョン情報が表示された後、oooo
 μSv となり測定状態となります。
- ②のように男性は胸部に、女性は腹部のポケットにクリップを使い装着してください。
表示部分がからだ側になります。
*首紐を併用すると誤って落とすことがなくなります。
- 電源がONの間は測定を継続し、積算していきます。
測定終了時は、ポケットから線量計を取り出し、表示値を確認し、日報等に記入してください。
電源OFFになると測定値はリセットされます。ご注意ください。
- その後①のスイッチを長押し(約3秒)して下さい。
表示が消えOFFになります。

- *測定値はガンマ線に起因するものと自然界からの放射線の合計です。
- *自然界からの放射線だけでも1日経過すると1 μSv になります。
- *本装置は作業時間中の被ばく量を測定することを主眼としたものであります。
その日の作業が終了したら、表示値を確認し電源OFFにすることを推奨します。
- *電源を入れたままだと、約1ヶ月程度で電池が消耗します。



【電池の交換】



- 表示部の電池残量表示が点滅したら交換です。
電源OFFにして③図のようにキャップをはずします。
消耗した電池を外してください。
そのまま10秒以上電池を外した状態にしてください。
(すぐ交換すると起動しなくなることがあります)
- ④図のように新しい電池を極性に注意して奥まで入れてください。電源がONとなります。
- キャップを開めて下さい。すぐに使用しない場合は電源をOFFにしてください。

- *長期間使用しない場合は、電池は外して保管して下さい。
- *外した電池はテープなどで絶縁して下さい。危険の恐れがあります。

2) 設定方法

・測定画面



②約10秒長押し

・設定移行確認画面



②を一旦離し、
再度②を押す

・設定値切替え画面



②約3秒長押し

・設定完了画面



【使用上の注意】

- * 衝撃をあたえると誤計数し指示値が高くなることがあります。
- * 携帯電話や無線機の近くでご使用されると指示値が高くなることがあります。
同じポケットに入れず、出来るだけ離してご使用ください。
- * 書込み間隔を設定すると一定時間間隔で測定値を保存し、別売りのデータ採取装置で読み出すことが可能です。

1. 設定モードへの移行

電源ON状態で②のスイッチを長押し(約10秒)します。
画面が「Go:St」(設定移行確認表示)に切り替ったら、②のスイッチを一旦離します。
5秒以内に再度②のスイッチを押すと設定モードに切り替わります。最初は、音量の設定表示となります。

2. 設定値の変更

設定モードで、②のスイッチを押すことで➡の順に設定項目を切替えます。
各項目で①のスイッチを押すことで→の順に設定値を切り替えます。
(本モードで10秒以上操作しないと測定モードに自動で戻ります)

音量 : A-1 → A-2 → A-3(最大) → OFF → A-1

積算線量警報: 10 μSv ~ 100 mSv → OFF → 10 μSv

積算線量注意: 0.50 (50%) ~ 0.90 → OFF → 0.50

線量率警報: 100 μSv/h ~ 1 mSv/h → OFF → 100 μSv/h

線量率注意: 0.50 (50%) ~ 0.90 → OFF → 0.50

ON時間警報: 00:10(10分) ~ 04:00(4時間) → OFF → 00:10

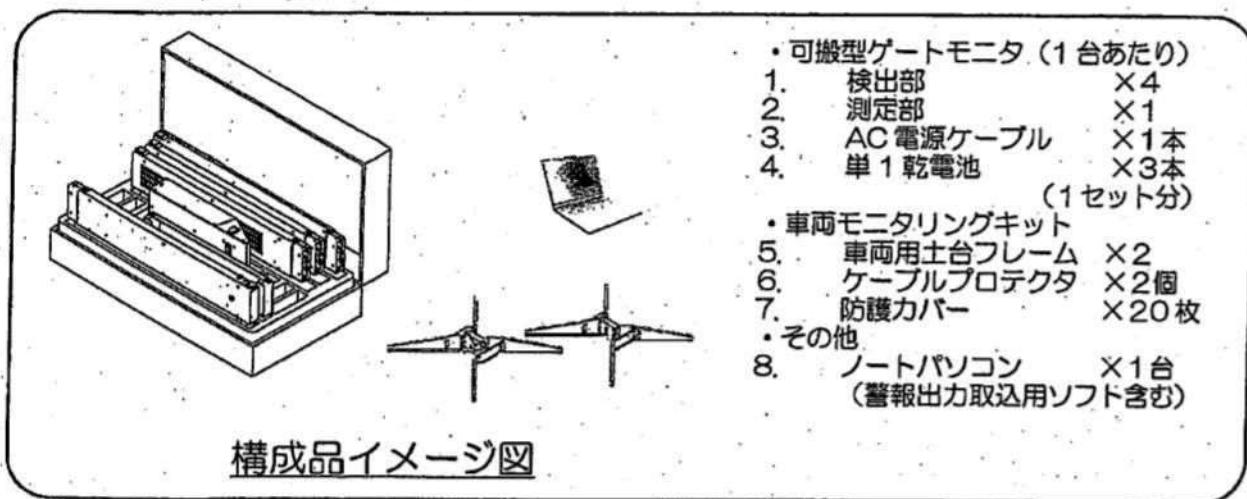
書き込み間隔: 0:01(1分) ~ 0:60(60分) → 0:01 (※)

音量

設定値を変更後②のスイッチを長押し(約3秒)すると、表示が「cP:it」(設定完了表示)に切り替わり、設定が反映されます。

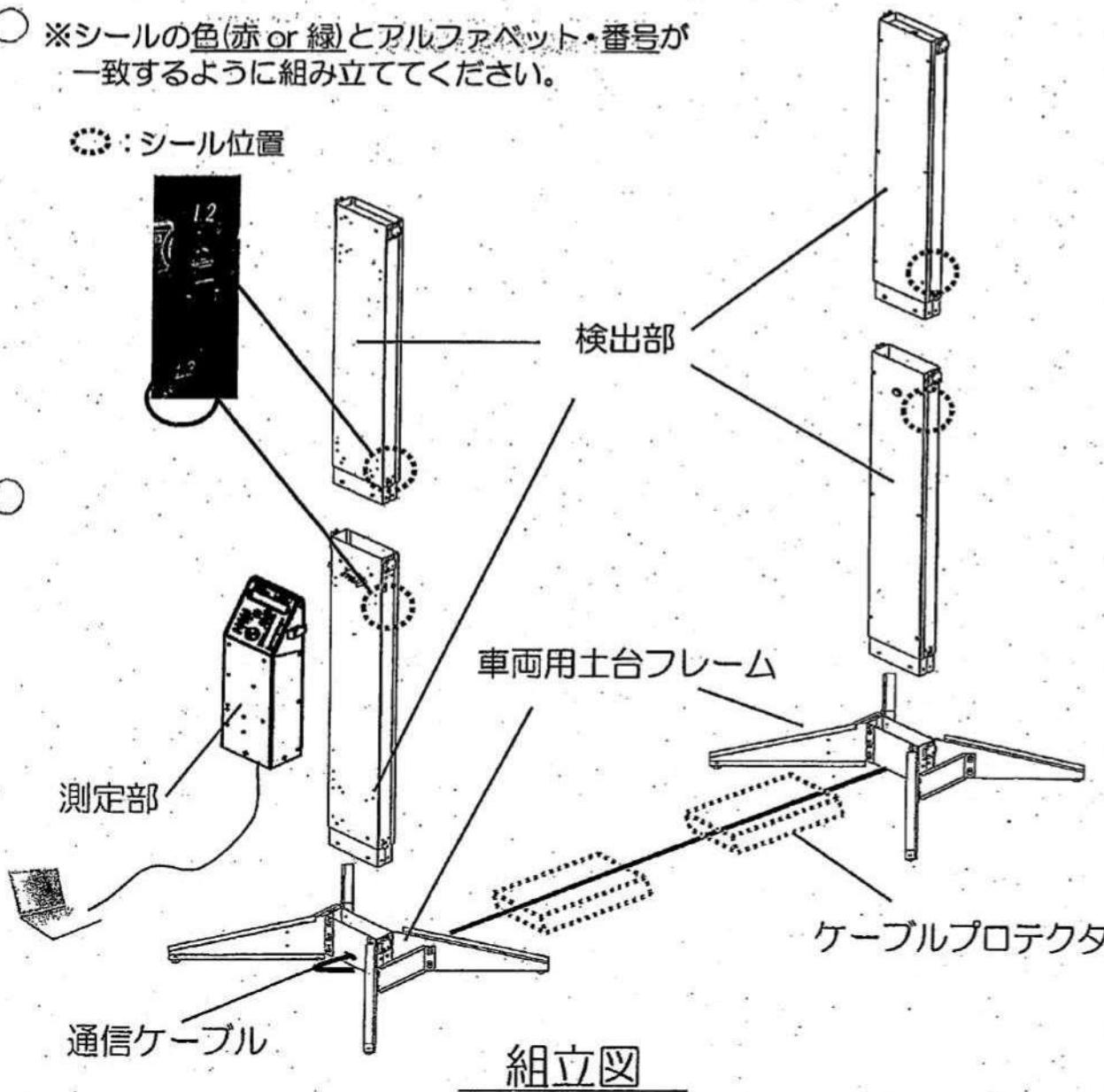
可搬型ゲートモニタ 組立マニュアル（簡易版）

(1/2)



- ※シールの色(赤 or 緑)とアルファベット・番号が一致するように組み立ててください。

◎：シール位置



可搬型ゲートモニタ 起動方法（簡易版）

(2/2)

1. 車両用土台フレーム外側にあるコネクタ同士を通信ケーブルで接続します。
車両通過時の通信ケーブル保護のため、ケーブルプロテクタを設置します。
2. 測定部（底面）のAC電源コネクタとAC100Vコンセント（お客様にてご用意）をAC電源ケーブルで接続します。
※乾電池で起動させる場合は、測定部（底面）の乾電池投入口より単1乾電池3本をセットして下さい。
3. 天候等を考慮し、必要に応じて防護カバーを可搬型ゲートモニタに装着してください。
4. 測定部（底面）の電源スイッチを「一」(ON)の状態に切り替えてください。
5. 起動後すぐ、周辺のバックグラウンド測定を開始します。
バックグラウンド測定終了までお待ちいただき、測定部の緑ランプ(ENTER/CHECKING)が点灯したことを確認してから測定を開始してください。

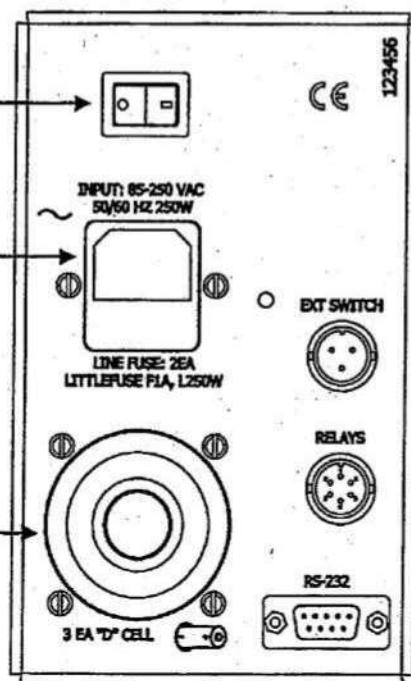


車両用土台フレーム
コネクタ

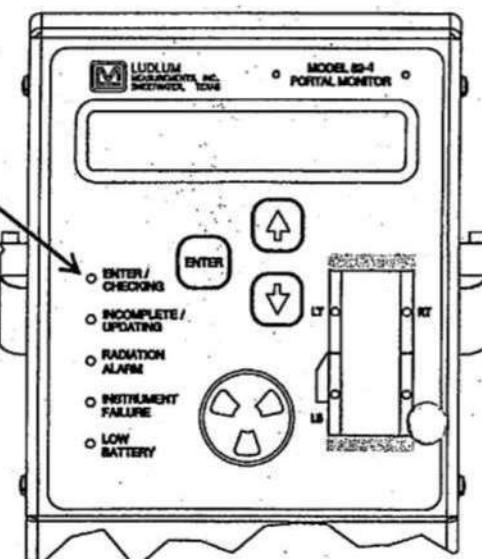
電源スイッチ

AC 電源コネクタ

乾電池挿入口



測定部（底面）

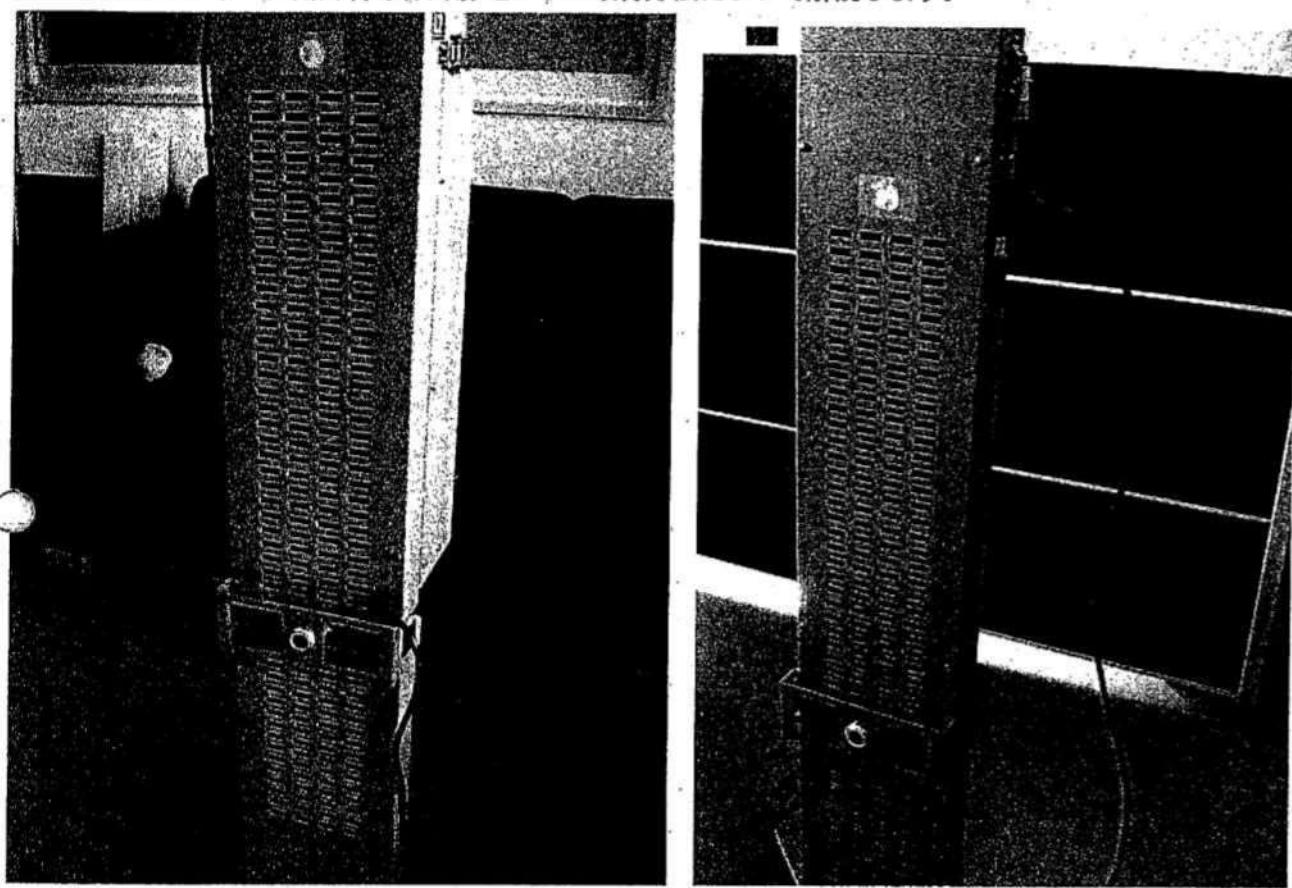


測定部（パネル面）

注記：強風の際は転倒の恐れがありますので、車両用土台フレームに土嚢なり重しとなるものを載せてご使用下さい。

MODEL52-1 シリーズ用外付け赤外線センサ取付について

MODEL52-1 シリーズ用外付け赤外線センサの取付方法について解説します。



左側用

右側用

左側用と右側用の外付け赤外線センサがありますので、左右を間違えないように気を付けて、高さを合わせて付属のバンドで固定します。左側用は金属製コネクタ、右側用は青色の防水コネクタがついています。



- ・左側用；発信用、金属製コネクタ
- ・右側用；受信用、防水コネクタ（青色）

左側用の金属線コネクタはコンソールボックスの下部にある EXT SWITCH に、右側用の防水コネクタは RB 検出器側面にある防水コネクタ口に接続してください。電源 ON して、Instrument failure が出る場合は赤外線が認識できていない可能性があります。再度赤外線センサの高さと向きを調整してください。

以上

原子力災害医療関係機関等連絡先一覧

1 原子力災害医療協力機関

医療機関名	住所	被ばく医療情報の連絡先
一部事務組合下北医療センター むつ総合病院	むつ市小川町一丁目2番8号	総務課 tel 0175-22-2111, fax 0175-22-4439
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	業務課 tel 0176-23-5121, fax 0176-23-2999
(独) 労働者健康安全機構 青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘1番地	総務課 tel 0178-33-1551, fax 0178-33-3277
六ヶ所村地域家庭医療センター	上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附986-4	総務課 tel 0175-73-7122, fax 0175-72-3266
一部事務組合下北医療センター 大間病院	下北郡大間町大字大間字大間平20-78	事務長 tel 0176-37-2105
一部事務組合下北医療センター 東通村診療所	下北郡東通村大字砂子又字里17番地2	事務部 tel 0175-28-5111, fax 0175-28-5601
六ヶ所村国民健康保険 千歳平診療所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笠崎398-1	tel 0175-74-2301, fax 0175-74-2339
北部上北広域事務組合 公立野辺地病院	上北郡野辺地町字鳴沢9番地12	事務局総務企画グループ tel 0175-64-3211, fax 0175-64-5571
三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口164番地65号	医事課 tel 0176-53-2161, fax 0176-52-6023
八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸2	医療社会事業課 tel 0178-27-3111, fax 0178-27-8080
(独) 国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野155-1	企画課 tel 0172-62-4055
(独) 国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一番地	管理課 tel 0172-32-4311, fax 0172-33-8614
(独) 国立病院機構八戸病院	八戸市吹上三丁目13番1合	事務部 tel 0178-45-6111
(公社) 青森県医師会	青森市新町二丁目8番21号	業務課 tel 017-723-1911
(公社) 青森県診療放射線技師会	青森市勝田一丁目14-20	青森市民病院内 tel 017-734-2171
(一社) 青森県薬剤師会	青森市浪打一丁目16-17	tel 017-742-8821 fax 017-743-4452
(公社) 青森県看護協会	青森市中央三丁目20-30	tel 017-723-2857 fax 017-735-3836
黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目70	tel 0172-52-2121 fax 0172-52-5682
青森市民病院	青森市勝田一丁目14番20号	tel 017-734-2171 fax 017-734-7578

2 原子力災害拠点病院

医療機関名	住所	被ばく医療情報の連絡先
青森県立中央病院	青森市東造道二丁目1-1	救命救急センター tel 017-726-8122, fax 017-726-8420
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平1	管理課 tel 0178-72-5111, fax 0178-72-5115

3 高度被ばく医療支援センター・原子力災害医療・総合支援センター

医療機関名	住所	被ばく医療情報の連絡先
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53番地	① 救急部 tel 0172-39-5314, fax 0172-39-5316 ② 総務課 tel 0172-39-5162, fax 0172-39-5189

4 高度被ばく医療支援センター

医療機関名	住所	被ばく医療情報の連絡先
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 高度被ばく医療支援センター	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	tel 043-206-3189, fax 043-206-4095

資料5

5 関係市町村

機関名	住所	被ばく医療情報の連絡先
むつ市 総務政策部 防災政策課	むつ市中央一丁目8番1号	tel 0175-22-1111(内2133,2135),fax 0175-22-9116
横浜町 企画財政課	上北郡横浜町字寺下35	tel 0175-78-2111(内330～332),fax 0175-78-2118
野辺地町 防災安全課	上北郡野辺地町字野辺地123-1	tel 0175-64-2111,fax 0175-64-9594
東通村 原子力対策課	下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34	tel 0175-27-2111,fax 0175-27-2501
六ヶ所村 企画防災部門 原子力対策課	上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475	tel 0175-72-2111(内331～335),fax 0175-72-2927
青森市 総務部危機管理課	青森市中央1-22-5	tel 017-734-5059,fax 017-734-5061
弘前市 経営戦略部 防災安全課	弘前市大字上白銀町1-1	tel 0172-40-7100, fax 0172-35-7956
黒石市総務部総務課	黒石市大字市ノ町11-1	tel 0172-52-2111(内203、207), fax 0172-52-6191
五所川原市総務部総務課	五所川原市字布屋町41-1	tel 0173-35-2111(内2115), fax 0173-35-3617
平内町総務課	東津軽郡平内町小湊字小湊63	tel 017-755-2111, fax 017-755-2145

6 県

機関名	住所	被ばく医療情報の連絡先
東青地域県民局 地域健康福祉部保健総室	青森市第二問屋町四丁目11-6	指導予防課 tel 017-739-5421, fax 017-739-5420
中南地域県民局 地域健康福祉部保健総室	弘前市大字下白銀町14-2 県弘前健康福祉庁舎2F	指導予防課 tel 0172-33-8521, fax 0172-33-8524
三八地域県民局 地域健康福祉部保健総室	八戸市大字尻内町字鴨田7	指導予防課 tel 0178-27-1594, fax 0178-27-1594
西北地域県民局 地域健康福祉部保健総室	五所川原市末広町14	指導予防課 tel 0173-34-2108, fax 0173-34-7516
上北地域県民局 地域健康福祉部保健総室	十和田市西二番町10-15	指導予防課 tel 0176-23-4261, fax 0176-23-4246
下北地域県民局 地域健康福祉部保健総室	むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎1F	指導予防課 tel 0175-31-1388, fax 0175-31-1667
青森県危機管理局原子力安全対策課	青森市長島1丁目1-1	企画防災グループ tel 017-734-9252, fax 017-734-8071
青森県健康福祉部健康福祉政策課	青森市長島1丁目1-1	総務グループ tel 017-734-9276, fax 017-734-8085
青森県健康福祉部医療薬務課	青森市長島1丁目1-1	薬務指導グループ tel 017-734-9289, fax 017-734-8089

參 考 資 料

○改訂等履歴

区分	内容
平成 16 年 3 月策定	-
平成 20 年 6 月改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・初期被ばく医療機関の役割分担の明確化 ・東通原子力発電所に関する記載の追加 ・原子力施設毎の事故想定と代表的な症例 ・原子力施設毎に被ばく患者の基本対応フローの明示 等
平成 22 年 3 月修正	<ul style="list-style-type: none"> ・初期被ばく医療機関の医療チーム派遣についての位置づけ見直し ・緊急被ばく医療に係る搬送実施要領策定に伴う修正 ・緊急被ばく医療関係機関連絡先一覧追加 等
平成 23 年 6 月修正	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急被ばく医療体制を構成する機関の見直し
平成 28 年 3 月修正	<ul style="list-style-type: none"> ・「青森県緊急被ばく医療マニュアル」 ・「青森県緊急被ばく医療に係る搬送実施要領」 ・「青森県緊急時医療活動実施要領」 <p style="text-align: right;">} 全部改正 ↓ 「原子力災害時における医療対応マニュアル」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな原子力災害医療体制の整備 ・安定ヨウ素剤の予防服用体制の見直し* ・避難や一時移転の迅速性を損なわない避難退城時検査・簡易除染の実施体制の整備* 等 <p style="text-align: center;">*: 対象施設は東通原子力発電所</p>
平成 29 年 6 月修正	<ul style="list-style-type: none"> ・3 歳未満の新生児・乳幼児向け安定ヨウ素剤(ゼリー剤)について 追記

区分	内容
令和元年6月修正	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設等に係る防災対策の具体化 ・自然災害との複合災害発生時の対応を踏まえた原子力災害医療体制を追記 ・原子力災害医療協力機関の追加 ・原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療総合支援センターの役割の整理 ・安定ヨウ素剤の事前配布対象者にPAZ内事業所通勤者を追加 ・安定ヨウ素剤緊急配布実施要領（雛形）を資料編に追加 ・原子力災害医療派遣チーム運営要綱、運用計画を資料編に追加 ・避難退域時検査実施手順（訓練暫定版）を資料編に追加

○参考文献

- 1 原子力災害対策指針 平成24年10月31日原子力規制委員会決定
(平成30年10月1日全部改正)
- 2 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって 原子力規制庁(平成28年9月30日修正)
- 3 原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル 原子力規制庁
(平成29年1月30日修正)
- 4 原子力災害拠点病院等の施設要件 原子力規制庁(平成27年8月26日)
- 5 原子力災害医療派遣チーム活動要領 原子力規制庁(平成29年3月29日)
- 6 原子力災害時の医療に係わる実践研修テキスト-安定ヨウ素剤等-
公益財団法人原子力安全研究協会 (平成27年10月9日作成)